二十一(一)　指定認定機関の名称及び住所
全国製麺協同組合連合会　東京都江東区森下三丁目十四番三号
(二)　食品の種類
生めん類
(三)　高度化基準
変更された生めん類の高度化基準は、次のとおりである。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課及び農林水産省総合食料局食品産業企画課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。）
二十二(一)　指定認定機関の名称及び住所
社団法人日本べんとう振興協会　東京都新宿区四谷二丁目八番地
(二)　食品の種類
大量調理型主食的調理食品
(三)　高度化基準
変更された大量調理型主食的調理食品の高度化基準は、次のとおりである。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課及び農林水産省総合食料局食品産業企画課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。）

○厚生労働省農林水産省告示第六号

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第十八条第一項前段の規定に基づき認可した認定業務規程について、同項後段の規定に基づき、平成二十一年十月五日付けをもって変更を認可したので、同条第三項の規定に基づき、公示する。
平成二十一年十月十四日
厚生労働大臣　長妻　昭
農林水産大臣　赤松　広隆
一(一)　指定認定機関の名称及び住所
社団法人日本食肉加工協会　東京都渋谷区恵比寿一丁目五番六号
(二)　食品の種類
食肉製品
(三)　認定業務規程
変更された社団法人日本食肉加工協会の認定業務規程は、次のとおりである。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課及び農林水産省総合食料局食品産業企画課に備え置いて縦覧に供する。）
二(一)　指定認定機関の名称及び住所
社団法人日本缶詰協会　東京都千代田区神田東松下町十番地二翔和神田ビル三階
(二)　食品の種類
容器包装詰常温流通食品
(三)　認定業務規程
変更された社団法人日本缶詰協会の認定業務規程は、次のとおりである。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課及び農林水産省総合食料局食品産業企画課に備え置いて縦覧に供する。）
三(一)　指定認定機関の名称及び住所
社団法人日本炊飯協会　東京都豊島区南池袋二丁目三十一番地五南大和ビル八階
(二)　食品の種類
炊飯製品
(三)　認定業務規程
変更された社団法人日本炊飯協会の認定業務規程は、次のとおりである。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課及び農林水産省総合食料局食品産業企画課に備え置いて縦覧に供する。）
四(一)　指定認定機関の名称及び住所
社団法人大日本水産会　東京都港区赤坂一丁目九番十三号
(二)　食品の種類
水産加工品
(三)　認定業務規程
変更された社団法人大日本水産会の認定業務規程は、次のとおりである。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課及び農林水産省総合食料局食品産業企画課に備え置いて縦覧に供する。）
五(一)　指定認定機関の名称及び住所
財団法人日本乳業技術協会　東京都千代田区九段北一丁目十四番十九号
(二)　食品の種類
乳及び乳製品
(三)　認定業務規程
変更された財団法人日本乳業技術協会の認定業務規程は、次のとおりである。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課及び農林水産省総合食料局食品産業企画課に備え置いて縦覧に供する。）
六(一)　指定認定機関の名称及び住所
全国味噌工業協同組合連合会　東京都中央区新川一丁目二十六番十九号
(二)　食品の種類
味噌
(三)　認定業務規程
変更された全国味噌工業協同組合連合会の認定業務規程は、次のとおりである。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課及び農林水産省総合食料局食品産業企画課に備え置いて縦覧に供する。）
七(一)　指定認定機関の名称及び住所
全国醤油工業協同組合連合会　東京都中央区日本橋小網町三番十一号
(二)　食品の種類
醤油製品
(三)　認定業務規程
変更された全国醤油工業協同組合連合会の認定業務規程は、次のとおりである。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課及び農林水産省総合食料局食品産業企画課に備え置いて縦覧に供する。）
八(一)　指定認定機関の名称及び住所
社団法人日本冷凍食品協会　東京都中央区日本橋小舟町十番六号
(二)　食品の種類
冷凍食品
(三)　認定業務規程
変更された社団法人日本冷凍食品協会の認定業務規程は、次のとおりである。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課及び農林水産省総合食料局食品産業企画課に備え置いて縦覧に供する。）
九(一)　指定認定機関の名称及び住所
社団法人日本給食サービス協会　東京都千代田区神田鍛冶町三丁目五番八号神田木原ビル七F
(二)　食品の種類
集団給食用食品
(三)　認定業務規程
変更された社団法人日本給食サービス協会の認定業務規程は、次のとおりである。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課及び農林水産省総合食料局食品産業企画課に備え置いて縦覧に供する。）
十(一)　指定認定機関の名称及び住所
社団法人日本惣菜協会　東京都千代田区麹町四丁目五番地十
(二)　食品の種類
惣菜
(三)　認定業務規程
変更された社団法人日本惣菜協会の認定業務規程は、次のとおりである。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課及び農林水産省総合食料局食品産業企画課に備え置いて縦覧に供する。）
十一(一)　指定認定機関の名称及び住所
社団法人日本弁当サービス協会　東京都千代田区神田淡路町二丁目三番地二
(二)　食品の種類
弁当
(三)　認定業務規程
変更された社団法人日本弁当サービス協会の認定業務規程は、次のとおりである。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課及び農林水産省総合食料局食品産業企画課に備え置いて縦覧に供する。）